

平成 26 年 9 月

日本てんかん学会「てんかんに関する医師の届け出ガイドライン」

日本てんかん学会理事長 大澤真木子
法的問題検討委員会委員長 川合 謙介
法的問題検討委員会委員 荒木 敦、久保田英幹、
菅野秀宣、太組一朗、西田拓司、
平田幸一、前垣義弘、松浦雅人

平成 25 年 6 月 14 日に道路交通法の一部改正が公布され、「医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができることとする」（第 101 条の 6）とされました。

医師から公安委員会への届出については、日本医師会が「道路交通法に基づく一定の症状を呈する病気等にある者を診断した医師から公安委員会への任意の届出ガイドライン」（以下、医師会ガイドライン）を公表しています。

本ガイドラインは、一定の症状を呈する病気等の一つとされているてんかんについて、医師が届出を行う際の判断基準を示すものです。

- (1) 患者が道路交通法の運用基準に示す免許の拒否等の対象状態にあると診断し、当該患者が運転免許を保有し、現に運転していることが判明した場合には、運転をしないよう説得に努めて下さい。この際の運用基準は、最新の運用基準（2014 年 9 月では 2014 年 8 月 8 日警察庁交通局運転免許課長通達、別添）を参考にして下さい。
- (2) 運転免許の取得・更新時に、患者が運用基準に示す免許の拒否等の対象状態にあると診断した場合には、公安委員会により免許の拒否、取り消し、保留、停止などが行われる可能性があることを説明して下さい。また、症状を公安委員会へ正確に申告するように勧めて下さい。運転に支障をきたす症状を故意に隠す、あるいは虚偽の申告をして免許を取得・更新した場合には、道路交通法違反（罰則：1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金）となる可能性があることを説明して下さい。
- (3) 患者が交通事故を起こす危険性が極めて高いと判断し（たとえば、発作の多さに加えて、交通事故歴があることや服薬が不規則である場合はリスクが高いと

言われています)、運転をやめるように十分説得を行ったにもかかわらず、当該患者が現に運転していることが判明した場合には、状況を総合的に勘案し公安委員会への届出を考慮して下さい。ただし、医師による届出が医師—患者関係を壊し、患者が正しい病状を報告することを避けたり、適切な医療を受けられなくなったりしないように、届出を行う際は十分な配慮を行って下さい。

- (4) 公安委員会への具体的な届出手順については、日本医師会ガイドラインを参考にして下さい。

別添

てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

- (1) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

- (2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。
- (5) なお、日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、中型免許（中型免許（8t限定）を除く。）大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。